プロジェクト　**金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目　**本日の審議の概要**

## 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

## 金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発

### （これまでの経緯）

2. 金融商品の分類及び測定に関して、金融資産の減損に関する公開草案では予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な範囲での改正を提案し、公開草案の範囲に含めていない領域については公開草案の公表後に見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定であるとしていた。

3. 第 575 回企業会計基準委員会等[1]では、現行の金融商品会計基準等[2]における金融商品の法形態を基礎とする枠組みを維持し、次の金融商品をフェーズ 1 の検討対象とすることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。次項以降では、フェーズ 1 の検討対象とする金融商品を「債権及び債券等」という。

   (1) 減損に関する公開草案において予想信用損失モデルの適用範囲に含まれる金融資産（例：貸付金、満期保有目的の債券）

   (2) 債権のうち、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権

   (3) 満期保有目的の債券以外に区分される債券

[1] 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）を合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。

[2] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」及び企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

(4) 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第 10 号」という。) Q1 に従い債券と同様に取り扱われる種類株式のうち、満期保有目的の債券に区分していない種類株式

4. 第 581 回企業会計基準委員会等[3]及び第 586 回企業会計基準委員会等[4]では、債権及び債券等の分類アプローチについて、次のことを提案した[5]。

組込デリバティブ

(1) 複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブ(以下「組込デリバティブ」という。)については区分処理を求めつつ、複合金融商品全体を純損益を通じて公正価値(以下「FVPL」という。)で測定するオプションを設ける。

SPPI 要件

(2) SPPI 要件を適用した場合と同様の結果(組込デリバティブの区分処理の影響を除く。)となるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設ける。この場合、明らかに IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の SPPI 要件を満たさない(実効金利法による償却原価で測定することに適さない)ものについて、FVPL で測定するように個別の定めを設ける。

事業モデル

(3) 原則として、保有目的に基づく分類から IFRS 第 9 号の事業モデルに基づく分類に移行する(トレーディング目的の分類は維持)。また、事業モデルに基づく分類への移行に合わせて、テインティング・ルールは廃止する。

公正価値オプション

(4) 適用に関する要件を設けない米国会計基準の公正価値オプションの定めを取り入れる方向で検討を進める。

---

[3] 第 581 回企業会計基準委員会(2026 年 7 月 23 日開催)、第 259 回金融商品専門委員会(2026 年 7 月 14 日開催)及び第 44 回保険契約専門委員会(2026 年 7 月 15 日開催)を合わせて「第 581 回企業会計基準委員会等」という。

[4] 第 586 回企業会計基準委員会(2026 年 10 月 20 日開催)、第 263 回金融商品専門委員会(2026 年 10 月 14 日開催)及び第 46 回保険契約専門委員会(2026 年 10 月 13 日開催)を合わせて「第 586 回企業会計基準委員会等」という。

[5] 事務局がこれまでに提案した分類アプローチについて、債権及び債券に係る判定フローチャートのイメージを別紙 1 で、債権及び有価証券の取扱いのイメージを別紙 2 で示している。

5. また、第 581 回企業会計基準委員会等では、次の項目について更なる検討を行うことを提案した。

(1) 組込デリバティブの区分処理の要件

(2) FVPL で測定するように個別の定めを設ける金融商品

(3) 公正価値オプションの適用範囲（トレーディング目的の債権に関する要件と関連付けた検討を含む。）

(4) 保険契約を発行する企業（保険会社）への対応（経過措置を含む。）

(5) 敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権の取扱い

(6) その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される債券の評価差額の取扱い（部分純資産直入法を維持するかどうか。）

6. 前項(2)について、第 583 回企業会計基準委員会等[6]及び第 584 回企業会計基準委員会等[7]では、FVPL で測定するように個別の定めを設ける候補となる次の金融商品に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺った。

(1) 一定の指標に連動する債権及び債券等

① 債務者等[8]の業績に連動する債権及び債券等

② 外国為替相場に連動する債権及び債券等

③ その他の指標（デリバティブが組み込まれた現物の金融資産（以下「主契約」という。）と同一通貨の物価指数[9]を除く。）に連動する債権及び債券等

(2) 第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等

---

[6] 第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）、第 261 回金融商品専門委員会（2026 年 9 月 2 日開催）及び第 45 回保険契約専門委員会（2026 年 9 月 9 日開催）を合わせて「第 583 回企業会計基準委員会等」という。

[7] 第 584 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 17 日開催）、第 262 回金融商品専門委員会（2026 年 9 月 16 日開催）及び第 46 回保険契約専門委員会（2026 年 10 月 13 日開催）を合わせて「第 584 回企業会計基準委員会等」という。

[8] 本資料では、債務者及び債券の発行体を合わせて「債務者等」という。

[9] IFRS 第 9 号において、レバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品については、実質金利を反映していると考えられることから、SPPI 要件を満たすとされている（IFRS 第 9 号 B4.1.13 項金融商品 A）。このため、主契約と同一通貨の物価指数に連動する債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設ける必要はないと考えられることから、事務局の分析には含めないこととしていた。

(3) 発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等

(4) 変動性を増大させる要素（レバレッジ）を含む債権及び債券等

(5) 市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等

(6) 金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない債権及び債券等

(7) 早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等

(8) 国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等

(9) 利息の繰延条項が付された債権及び債券等

(10) 利息の支払停止条項が付された債権及び債券等

(11) 偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等

(12) 原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等

(13) 原商品プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等

(14) 実務対応報告第 10 号 Q1 に従い債券と同様に取り扱われる種類株式（以下「債券と同様に取り扱われる種類株式」という。）

(15) 信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分

**（本日の審議事項）**

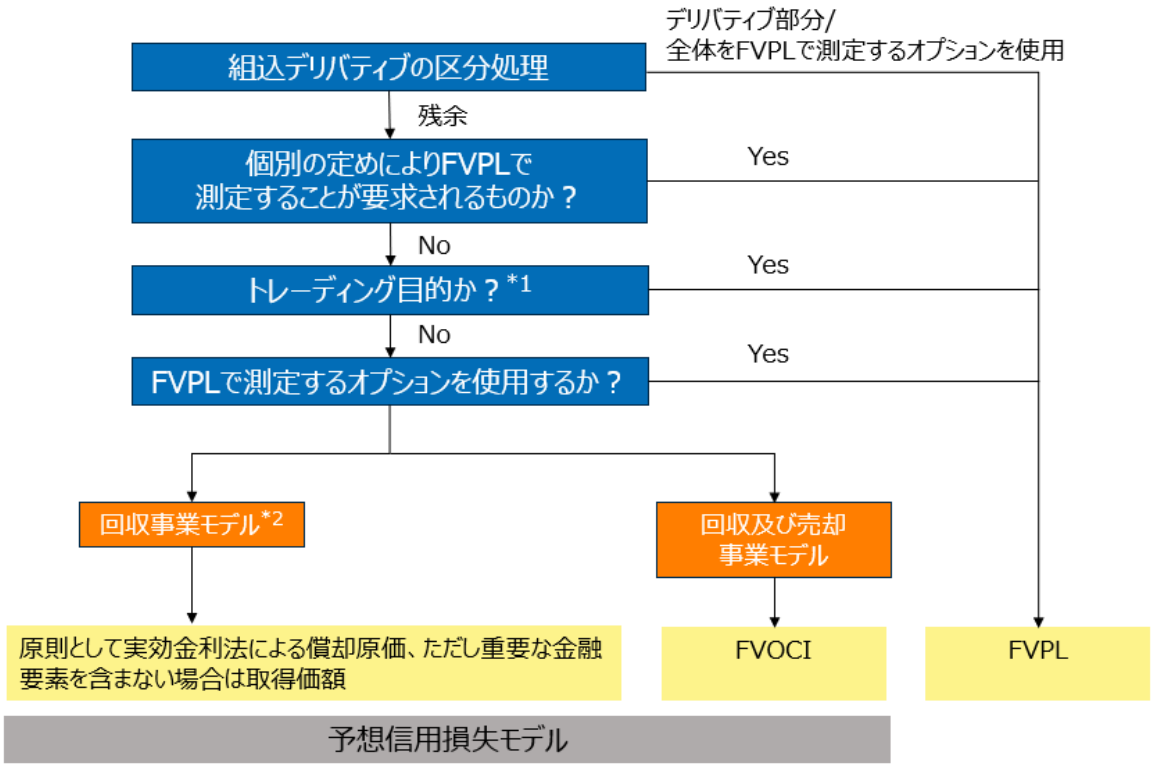
7. 本日は、本資料第 5 項(1)の「組込デリバティブの区分処理の要件」について検討する前段階として、金融商品会計基準等におけるその他の複合金融商品[10]に組み込まれたデリバティブの区分処理の要件に関する基準設定の経緯をお示し、ご意見を伺うことを予定している（審議事項(5)-2）。

[10] 本資料では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品以外の複合金融商品を「その他の複合金融商品」と記載する。

8. なお、債権の事業モデルに関する事例調査の結果を踏まえた ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案について、第 586 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(5)-3 で示している。

以　上

## 別紙１　債権及び債券に係る判定フローチャート（イメージ）

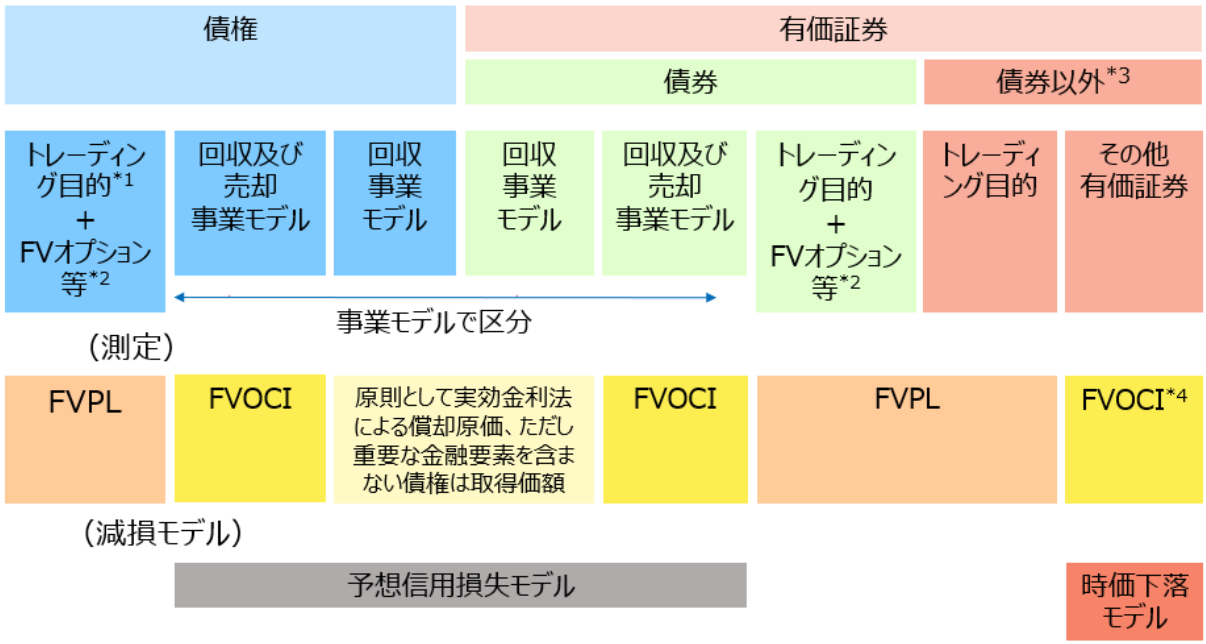



*1:　債権については、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもののみ。

*2:　IFRS 第 9 号の事業モデルの定めを取り入れ、保有目的に関するテインティング・ルールに関する定めは設けない。

以　上

## 別紙２　事務局提案を踏まえた債権及び有価証券の取扱い（イメージ）




*1:　流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもののみ。

*2:　FVPL で測定するオプションを使用する場合に加え、個別の定めにより FVPL で測定することが要求されるものを含む。

*3:　フェーズ１の対象外

*4:　ただし、市場価格のない株式等は取得価額

以　上